

EY 新日本有限責任監査法人
有限責任監査法人トーマツ
有限責任あずさ監査法人
大手電力会社監査担当者各位

令和3年7月28日
一般社団法人
再生可能エネルギー普及促進協会
主任研究員 坂本 時貞

メール：sakamoto@saiene.or.jp
HP：<https://www.saiene.or.jp/>

嘆願書

お世話になります。突然のご連絡をお許しください。

貴法人らは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、関東電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社に対して、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うための各種財務諸表の監査を行っているものと認識しております。

お願いしたい儀があり、ご連絡させていただきました。

1. ご嘆願事項

本年は、衆議院選挙が予定されております。今現在、自由民主党の支持率が低下しており、再度の政権交代の可能性も低くありません。第二党と目される立憲民主党は、「原子力エネルギーに依存しない原発ゼロ社会を一日も早く実現」することを綱領で掲げており、その属する議員は、令和三年の第204回国会の衆議院経済産業委員会で、「原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案」、いわゆる、脱原発法案を提出しており、政権交代があれば、早期に原子力発電所の稼働がゼロとなっていくこともあり得ます。

このような中、ご存じのとおり、いわゆる、核のゴミの最終処分費に関して、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（以下、「最終処分法」という。）において、最終処分業務に必要な費用に充てるための、拠出金制度が設けられており、各電力会社は、その拠出を行っています。この制度は、特別法上の引当・拠出制度と言え、その計算額が適切であることを前提として、各電力会社における財務会計上の引当金の追加計上は、不要と考えている方々が多いと推測されます。

この拠出金の額に関する最新の資料として、「特定放射性廃棄物の最終処分費用及び拠出金単価の改定について」（令和2年12月21日 資源エネルギー庁 放射性廃棄物対策課、以下、「資源エネルギー庁拠出金資料」という。資料1として添付します。）という文書があり、最終処分する費用は、第一種特定放射性廃棄物について3兆1,299億円、第二種特定放射性廃棄物8,373億円、合計3兆9,672億円（以下、約4兆円とする。）と計算されています。

しかし、この数値は、概ね、穴を掘って埋めてくるイニシャルコストのみであり、次の点に関して

矛盾しており、経済産業省が作成した最終処分事業に係る損益収支計画とは思えない、不当で不正で、かつ、出鱈目な粉飾計画に基づいており、算出された要拠出額が完全に不適切ではないか、という疑義があります。最終処分計画は、地域住民の方の権利を害する不法投棄の合法化計画と言っても過言ではありません。再計算の上、差額について、拠出金の追加拠出または引当金の追加計上を検討すべきものと思料いたします。

今後の最終処分場施設の建設においては、具体的に地域住民との諸協定の締結が検討されはじめます。その際には、安心安全に最終処分を終えるための最終処分計画とそのコストは、こういったものであるべき、という条件が地域住民から提示されます。日本が人権を重んじる民主主義国家であることが前提となりますが、その条件の充足なくして、交渉は始められません。

最終処分場施設建設の差し止め訴訟、あるいは、原子力発電所の再稼働に対する差し止め訴訟においても、そういった、最終処分費の要拠出額が不正に算出されており、その拠出額がまったく不足していること、あるいは、地域住民が了承できる最終処分計画になっていないことが、差し止めを請求する理由の一つとされることが考えられ、その事実の確認も、裁判における争点になることが予想されます。その内容は、会計監査にも影響を与えることになろうと考えられます。

① 最終処分事業のランニングコストの計上がほぼないこと

最終処分においては、再処理ができない前提で、10 万年間を要すると聞いておりますが、資源エネルギー庁拠出金資料別紙 3、4 を見る限り、西暦 2395 まで、すなわち、400 年間弱で、最終処分が完了するという不正な計画となっているように拝見いたします。

SDGs12 に、「つくる責任 つかう責任」というものがあります。他地方でつくられた電力、つかわれた電力に関して排出した核のゴミの処分が、例えば、北海道の市町村に押し付けられるという場合に、安心安全に処分を完了するためのランニングコストの計上がない、というのは、あり得ないことと考えられます。

地域住民との諸協定締結の際には、1 点、償却資産に係る固定資産税の課税に関する取り決めが肝要と考えております。例えば、国は、これを非課税とする権限を有していますし、場合によっては、土地に穴を掘ったものなので、償却資産に該当せず課税対象外とする、あるいは、10 万年間の耐用が可能としながら、数十年の法定耐用年数を当てはめてくることがあり得ますが、当初より、地域住民は、そのイニシャルコストを償却資産の取得価額と認識し、実際の 10 万年間等の耐用年数に応じ、定額法償却により、かつ、10 万年間の物価変動を考慮し、毎年市町村や道府県が評価替えをして、固定資産税評価額を算出するよう、交渉をすべきものと思料しております。

また、福島原子力発電所事故における賠償費用 15 兆円超を結局コロナ対策や経済対策に充てるはずの国民の血税から支払うこととなったことへの反省から、対人対物無制限の損害保険に強制加入すべきものと思料されます。

さらに、我が国は、もともと大陸と陸続きに近い状態から移動して出来た列島であるといわれており、今後の 10 万年間でも大きな地殻変動が生ずることも大いにあり得ることです。例えば、大規模地震があった際に備えて、内部の状況を監視するシステムを設置すべきであり、人員も常に配置すべきであり、そのための費用も必要でありましょう。事故対策費用の積み立ても必要でしょう。また、地域住民の方に、無理をお願いして処分場を設置するのですから、原子力立地給付金に準じた給付金（最終処分場立地給付金など）を 10 万年間支給することも必要と考えられます。

② 拠出金の額は、再処理が済んだことを前提としていること

拠出金の額は、全ての核のゴミに関し、再処理が済んだことを前提として、算出されており、最終

処分法自体がその前提で立法されています。しかし、自民党の河野太郎衆議院議員が再処理はできない、しない方がよいという趣旨の内容をブログに書いているように（資料2として添付します）、いくら再処理のための拋出、引当を行ってしようと、多くの研究者が解説しているように、過去の実績から国内での再処理はできない可能性が高く、再処理はできない前提で、最終処分費の額を算出すべきものと考えられます。再処理は、最終処分コストを低減させるための行為と位置付けられ、その費用をいくら拋出・引当をしても、国内でまったく進んでいない再処理が進むとする根拠とはなりえません。再処理が行えず、直接処分を行う場合、冷却を要するような話もあり、その前提での最終処分費用の算出が必要です。なお、最終処分費に係る拋出金制度は、その根拠法である最終処分法がすべての核のゴミの再処理が済んでいることを前提としていることから、再処理を前提としない核のゴミの最終処分費用の計算は、金商法監査を受ける各電力会社が行う必要があります。各社はその計算に基づいて財務諸表を作成する義務を有します。そして、監査法人は、財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかを独立の立場から監査し、財務諸表に対する意見を表明しますから、再処理ができない前提での、最終処分費に係る引当額が必要十分であるかどうかは、貴法人らに大きな責任があるものと思料いたします。すなわち、同法は、経済産業大臣（省）に、再処理ができない前提での最終処分費総額を算出する義務を課していないのです。

③ 日本学術会議による提言

平成27年4月24日に日本学術会議が、内閣府からの求めに応じ、「高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策提言」を公表しています（資料3として添付します）。そこでは、地下あるいは地表に複数（最低2カ所）の保管場所を定め、廃棄物の回収が可能である方法で数十年から数百年間の「管理」（暫定的責任保管）を行い、その間に、地層処分の安全性を確認すべき旨の提言を行っています。このことが、その後の任命拒否の原因という記事もあります。資源エネルギー庁は、日本学術会議のこの意見を無視し、安全が確認されていない地層処分を行う前提で、拋出金の額を算出しています。しかしながら、日本列島は、東の方面へ移動をし続けているらしく、今後の10万年間でも大きな地殻変動が想定され、活断層がない箇所にも断層が生じ、未曾有の大事故、大災害となる可能性があるため、10万年間の地表処分（暫定的責任保管）が適切、かつ、安心安全な最終処分方法と結論付けられる可能性があり、そういったコスト試算も必要であろうと考えられます。

北海道の文献調査では、政府政権が言いなりとなる調査委員を任命、指名したうえで、地層処分を安全に行えることが確認できたなどと公表させる可能性があります。日本国民は、研究者を中心に、その真偽を確認する必要があると考えられます。

④ 物価変動の加味

10万年間という長期にわたる処分期間においては、貨幣単位の安定性が確保されません。価格変動を加味する必要があると考えられます。10万年間の価格変動は、過去実績から、リスクのマックスを想定すると10,000倍くらいになると考えられ、例えば、物価変動係数 α を1から7,000までの間で算定し、最終処分費の要拋出額の算定において、斟酌することが考えられます。

当社において、要拋出額（要引当額）計算の叩き台を提示いたします。資源エネルギー庁拋出金資料において算出されている拋出金の額約4兆円は、穴を掘り、埋めるだけの設備取得費（インシャルコスト）のみであるとして、その維持管理等のランニングコスト年額が、インシャルの5%相当額と仮定し、物価変動係数 α を6,000と置くと、年間の平均ランニングコストは、年1,200兆円と計算されます。

そして、最終処分期間を 10 万年間(n)、利率(r)を 0.05%とした場合の、年金現価係数は、

$$\begin{aligned} \text{年金現価係数} &= \text{分子}[(1+r)n \cdot 1] \ / \ \text{分母}[r(1+r)n] \\ &= 5,120,321,408,747,300,000,000 / 2,560,160,704,373,650,000 = 2,000 \end{aligned}$$

と計算され、これに、年間の平均ランニングコスト年 1,200 兆円を乗じた 2,400,000 兆円が、当初の必要元本、すなわち、最終処分費の要拠出額と算出されます。なお、我が国には、10 万年間におよぶ安定した金融の実績がないため、年金現価係数 2,000 ではなく、単純に年数 10 万を乗ずべき考え方もあるでしょう。

上記の試算は、あくまでも、叩き台であり、ランニングコストは、0.5%かもしれませんし、物価変動係数 α は、もっと小さいかもしれません。利率も見直しの余地があるかもしれません。ランニングコスト 1%、利率を 0.05%、物価変動係数 α を 1 とすると、80 兆円の拠出金で済む計算ですが、資源エネルギー庁が行っているような拠出可能額から逆算して拠出額を算出するような、不正で出鱈目な粉飾計算は、認められないものと考えられます。最終処分場が所在する地域の住民その他の日本国民が安心安全に生活を永続できる最終処分計画が必要です。

なお、後述するように、本件のように、今後発生する費用損失額が巨額であり、その発生が確実であることが認識されているながら、その金額を合理的に見積もることができない場合には、想定されるリスクのマックスを引き当てることで、かろうじて、その算出される純利益がリスクから解放された金額であることが期待でき、かろうじて、投資のポジションを算定でき、財務諸表を作成でき、副次的に使用する分配可能額の算出ができるものと解されます。そもそも、巨額な投下資金総額の確定がないまま、手順を前後して、事業が開始される本件のような事案では、初めから継続企業の前提には疑義しかないのであり、楽観シナリオをもって算出された拠出額の拠出、引当額の計上では、財務諸表など作成しえないはずであり、その作成された財務諸表は、その全体が重要な虚偽の表示でないかと危惧されます。

例えば、九州電力株式会社の直近令和 3 年 3 月期の有価証券報告書の【事業等のリスク】には、「また、超長期の事業である原子力施設の廃止措置や使用済燃料の貯蔵・再処理・処分などの原子力バックエンド事業等の費用は、今後の制度見直しや将来費用の見積額の変更、使用済燃料の貯蔵の状況などによって変動することから、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

現時点において、当社グループは、国の制度措置等に基づき、必要な費用を引当て・拠出していることから、これらのリスクは一定程度低減されている。」

と記載されていますが、近年の政府政権は、多々虚偽りの広報をなし、実際にその事実が暴かれている結果、国民は政府政権の広報をすべて疑っています。特に、エネルギー政策に関しては、顕著に虚偽りが多い傾向にあります。「監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない」（監査基準第二 3）のですから、「他の監査人によって行われた監査の結果を利用する場合」と同様に、国が算定した最終処分費用の額及びこれに係る要拠出額をもって、被監査対象である各電力会社の要引当額、要拠出額の基礎とするためには、独立監査人は、当然に国の最終処分計画等を精査する必要があります。そして、そのような精査を行ったのであれば、現在の拠出金の額が、国民やその子孫が安心安全に最終処分を完了するための最終処分費に大きく不足していることを確認できるはずで、国による最終処分費等の計算に虚偽があるのであれば、金商法を監査を受ける各電力会社、貴法人やシンクタンクで最終処分費（要拠出額、要引当額、正確には、その社の利用分）を算出する必要があります。処分場の地域住民、全国の経営革新等支援機関その他専門家を中心とした主権者たる国民全員で、その額に虚偽りがないかを検証すべきものと思料します。

しかしながら、ここは、思いのほか巨額な費用を要し、もはや、国家国民は安心安全な最終処分を行えないのではないかと、大手電力会社は、今決算期末まで上場を維持できないのではないかと、電力供給、FIT制度の買取義務、雇用等に係る権利義務を保持しつつ、再生手続き等に移行することになるのではないかと、と危惧しております。

私は、会計学の権威であった一橋大学名誉教授の故飯野利夫先生の自称晩年のゼミ生です。先生の先生であった太田哲三先生が、その著書会計学（二訂版）で、「期間損益を適正に計算するためには、収益に対応させるべき費用がまだ現実化していなくても、その発生を見積もって計上しなければならない。」（『会計学（二訂版）』平成7年1月25日初版 千倉書房）（当初『会計学』初版は、昭和18年8月）という書き出しで、引当金を論じています。

核のゴミ最終処分費に関しては、金言であり、今まさに、原子力発電事業に係る収益が今後計上されなくなる可能性があるのに、これに対応する費用が計上しきれておらず、巨額な簿外負債が存在しているのではないかと、と危惧しております。令和3年から開始される北海道の文献調査や、今後の各種差し止め訴訟でこれらが明らかになり、国家国民に巨額な損害が生じていることが明らかになっていきます。

ここからが、嘆願となりますが、こちらの最終処分費に係る引当金の追加計上の要否を検証して、令和4年3月期の第一四半期で、例えば、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象が生じている旨の何らかの開示や、上記①から④までの不確定要素が存在し、要引当額の過不足を再度、検証する必要がある旨の「事業等のリスク」の開示をしていただき、翌第二四半期では、引当金の計上を検討頂きたいと、ご嘆願申し上げます。

私は、正直申し上げます、会計監査業界、公認会計士協会、企業会計基準委員会及び会計に関する学会が一丸となって、この最終処分費用に関する原子力粉飾を是認する政府政権及び経済界に対する付度を行っているのではないかと疑っています。何ら咎めない法人に監査を依頼し、何ら咎めない研究者を学会や諸機関の重職につかせているのではないかとこの疑義が生じています。国家権力や経済界の権力と無縁でいられる者は、皆無であるからです。

なお、当社団は、討議を申し出て、対応をご嘆願しているのであり、いたずらに各団体を誹謗中傷しているものではありません。ご嘆願を聞き入れて頂き、この第一四半期で、何らかのアクションをしていただければ、当社団は、この件をさほど咎めないこととし、貴法人らを擁護する立場に回りたいと思います。また、当社団の主張が、事実と異なるのであれば、その旨をご解説、ご教授いただけましたら幸いです。

ただ、当社団は、再生可能エネルギーを普及させ、原子力、火力発電の依存度提言を図るため、様々な活動を行っており、例えば、SNS、ユーチューブ、マンガで主権者たる国民や学生に対してアナウンスする試みを行っています。この嘆願書は、貴法人らへの送付と前後して、様々な方法で、主権者である国民（有権者、学生ら）に配布し、貴法人らへこれを送付する、あるいは、送付した旨をアナウンスする予定です。

また、お嘆願を聞き入れて頂けず、何らのアクションも行って頂けず、かつ、何らかのご連絡もいただけないかった場合、当社団は、激しくこれを咎める行動をとりますので、ご了承ください。

続いて、いくつかの個別論点を論じたいと思います。

2. 個別論点

(1) 引当金に係る会計基準

企業会計基準委員会（ASBJ）は、「企業会計基準第1号 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（2002年2月21日）を皮切りに、多くの会計の諸基準、諸適用指針を公表しております。現在、基準は31程度、適用指針は31程度あるようです。これらには、結論の背景なども記載されており、また、必要に応じ、事例による解説までもが記載されており、解説書が不要なくらいの完成度のように見受けられます。

しかし、残念なことに、実務上、必要不可欠な「引当金に係る会計基準」が、いまだに公表されておらず、当社団は、その理由が原子力発電産業における粉飾決算を支援しているためではないかと、疑っております。

(2) 引当金に関する論点の整理、我が国の引当金に関する研究資料

引当金に係る会計に関しては、「引当金に関する論点の整理」（平成21年9月8日 企業会計基準委員会）、「会計制度委員会研究資料第3号 我が国の引当金に関する研究資料」（平成25年6月24日 日本公認会計士協会）とが公表されています。共通する内容としては、①論点を掲げているが、引当金を計上すべき要件の明言を避けている、②企業会計原則の注解18等の一部分を紹介している、③注解18の4要件のうち、「(1)から(3)の要件を満たすものの金額を合理的に見積ることができない場合には、偶発債務に準じて注記の対象になると考えられる。」としている、④IAS、IASB、米国会計基準等の国際会計基準等における取扱いを紹介している、⑤具体的に、いくつかの引当金を例示列挙して解説している、といったことが挙げられます。

しかしながら、例示列挙された引当金の解説においては、原子力発電産業において、生じている巨額な最終処分費用に関する引当金の解説はなく、その計上が大手電力会社において為されていないことを是認する記載ぶりのような印象を受けます。

余談ですが、国際会計基準等において、引当金の計上要件の1つに「当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合」（IAS37）が存在し、核廃棄物の最終処分費用に係る引当金の事例の解説がないのであれば、それは、オイカナ以外で進んでいない核廃棄物の処分問題を抱える世界の原子力産業に付度し、その粉飾決算を是認しているためではないかと、当社団は疑っています。

(3) 企業会計原則

昭和24年（1949年）に、「企業会計原則」が中間報告として公表されました。私は、「企業会計制度対策調査会と会計基準法構想」（諸井勝之助 LEC Graduate University 時期不明 2002年以降）という論文を入手して読んだのですが、上野道輔委員長、黒澤清委員、岩田巖委員が中心となり、企業会計原則が作成され、黒澤先生の先生であった太田哲三先生も、陰ながらその作成を支援されていた旨が確認できます。こうして、日本の会計学の基礎を築いた日本を代表する研究者の方々により、今もまったく色褪せない「企業会計原則」が作成され、公表されたのです。その後、上野先生を中心として、「会計基準法」を制定する運動があったそうですが、不成立に終わったそうです。同論文では、「会計基準法構想は、どうして実現しなかったのでしょうか。法案はなぜ国会に提出されなかったのでしょうか。その一つとしては、財界の反対が考えられよう。」と記述されています。

企業会計原則前文には、有名な以下の記載があります。

- | |
|---|
| <p>1 企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないでも、すべての企業がその会計を処理するのに当たって従わなければならない基準である。</p> <p>2 企業会計原則は、公認会計士が、公認会計士法及び証券取引法に基づき財務諸表の監査をなす</p> |
|---|

場合において従わなければならない基準となる。

3 企業会計原則は、将来において、商法、税法、物価統制令等の企業会計に関係ある諸法令が制定改廃される場合において尊重されなければならないものである。

これらの表現を傲慢とする記事を見たことがあります。企業会計原則のその完成度を考えれば、私はまったく問題がないものと考えます。そして、これらの表現からは、財界とこれを支持層とする政府政権の圧力と戦っているような印象を受けます。すなわち、1と3からは、ここに定める諸原則に基づく会計処理が、将来、強制されなくなるような法令の制定改廃が現実に起こりうることを予測し、これを恐れているように推定いたします。

私の仮説を断定的に記載しますが、財界とこれを支持層とする自民党政権、政府が推進する「将来に収益に対応する巨額な費用の額の確定がないまま、事業が開始され、その後、財務諸表を作成し、剰余金の配当をし続ける事業である原子力発電産業」においては、企業会計原則における金言たる諸原則が劇毒であったのです。特に、「損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない。」(第二 損益計算書原則 一 損益計算書の本質)とする「費用収益対応の原則」に関する表現や、「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。」(第一 一般原則六)とする「保守主義の原則」、加えて、「真実性の原則」や「明瞭性の原則」も、原子力発電推進には、邪魔だったのです。

その真偽は別段としても、その後、大蔵省企業会計審議会の昭和57年4月20日の最終改正の後、約40年間、改正がなされておらず、実務上、蔑ろにされていきます。

本件に関し、フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』の企業会計原則の項目に以下の記載があります。

しかしながら、現在新たに設定される会計基準の理論的根拠は主として演繹的アプローチに基づく概念フレームワークに基づいており、企業会計原則は新たに設定される会計基準の根拠としてはほとんど重視されていない。

企業会計原則は、公認会計士が、会計監査をなす場合に財務諸表の適正性を判断するさいの判断基準となる一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を構成するひとつの原則である。

このように、現在でも重要な役割をもつ企業会計原則であるが、会計ビッグバンが進み新しい会計基準が続々と制定されていく中、空文化している部分も多々ある。また、これから制定される会計基準は、概念フレームワークを基礎として制定されていくため、企業会計原則の役割は低下しつつあるともいえる。

(出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』)

この記載ぶりに財界か政府政権かの圧力を感じるのですが、私だけでしょうか。近年は分かりませんが、企業会計原則は、公認会計士試験、税理士試験、日商簿記検定1級試験、全経簿記検定上級試験で、職業会計人、経理人皆が学習し、大切にしてきたものであり、なおも会計学研究者の間では、今も大切にされているはずの原理原則であります。上記は、非常に残念な記載という感想です。企業会計原則の会社法会計対応の改正は、さほどの労力を要しないのではないのでしょうか。

学のない私には、演繹的アプローチという語句の意味が解らないし、調べる気もしません。また、

概念フレームワークに目を通しましたが、半分も理解できません。

ただ1点、お伝えしたいのは、原子力発電推進派の手口は、主権者たる一般の国民には理解不能な難解な語句を並べ立て、核燃料サイクルというものがあり、核燃料の再処理を行うことができ、原子力発電は、事故の起こりようもなく安価安心安全であり、他方、太陽光発電（高圧、低圧）は、危険で、賦課金の負担が高く、国民の電気料金負担は限界であり、高価危険というように結論されます。これらの結論は、結局嘘偽りであったりするのです。そもそも賦課金制度は、@3円/kWhなどを目指し、電気料金を安価にするための制度であり、今後も賦課金は生じますが、太陽光発電により、火力原子力による発電が不要になるため、すでに設置すればするほど、電気料金は引き下がるのです。蓄電池を組み合わせ、余りある太陽光発電その他の再エネ発電（RE100）により、安価、安心、安全な究極の電力供給（3E+S）が可能なのです。そして、そのように嘘偽りの広報により原子力発電を推進する政府政権が、最終処分費は、4兆円ぽっちと計算しているのです。

私は、概念フレームワークを否定するつもりはありませんし、諸基準、諸適用指針の完成度の高さ、分かりやすさには、深い敬意を払っています。ただ、お聞きしたいのは、演繹的アプローチに基づく概念フレームワークによると、各大手電力会社が負担すべき核のゴミの最終処分費用は、たとえ1,000兆円超などの高額であったとしても、費用や負債の計上は、金額を合理的に見積もれないから計上不要という結論になるのか、また、純利益の定義におけるリスクは、保守主義の原則における「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性」や注解4における「予測される将来の危険」にほかならないのであり、リスクの満額の引当計上が必要ではないか、という2点であります。

（4）注解18

前述の引当金に関する論点の整理及び我が国の引当金に関する研究資料では、いずれも図ったように、企業会計原則の「注解18では、引当金計上の要件として以下（下記）の四つを挙げている。」として、以下の4要件を紹介しています。

- ① 将来の特定の費用又は損失であること
- ② その発生が当期以前の事象に起因すること
- ③ 発生の可能性が高いこと
- ④ その金額を合理的に見積ることができること

この4要件ですが、私見では、①から③までの要件と④の要件は性格が異なり、実質的に3要件なのだと考えております。5千万円の借金があるお父さんと5億円以上の借金があるが、借金が多すぎて金額が不明なお父さんでは、後のお父さんの方が格段にまずい状況にあることは、中学生にでもわかる話であり、巨額な費用損失があるが金額を合理的に見積ることができなければ引当金の計上をせずに財務諸表を作成し、監査証明を付してよい、という理論が破綻していることは、公認会計士でなくても当然に理解できる話です。

ましてや、企業会計原則の一部のみで判断をするのではなく、費用収益対応の原則と保守主義の原則を合わせて判断すれば、その結論は当然の帰結ですし、前述の太田先生の『会計学（二訂版）』にも、「期間損益を適正に計算するためには、収益に対応させるべき費用がまだ現実化していなくても、その発生を見積もって計上しなければならない。」と記載されているわけです。

4要件のうちの①から③の3要件は、その充足がなければ、引当金を計上しないで、財務諸表を作成してよいという要件と思料いたします。④の要件は、確かに金額を合理的に見積ることができることができなければ、引当金を計上しなくても良い、と言っています。ただし、その場合には、その金額が僅少で重要性が乏しいと判断される場合を除き、財務諸表の作成そのものがないものと考えられます。すなわち、「その金額を合理的に見積ることができること」という要件は、引当金の計上要

件の一つであるとともに、こと核のゴミの最終処分費用の巨額な費用損失に係る引当金のように、巨額となり得る費用損失においては、財務諸表を作成するための要件でもあると理解すべきです。

前述の引当金に関する論点の整理、我が国の引当金に関する研究資料では、注解 18 の 4 要件のうち、「(1)から(3)の要件を満たすものの金額を合理的に見積ることができない場合には、偶発債務に準じて注記の対象になると考えられる。」としているのですが、日本公認会計士協会初代会長の太田哲三先生は、「その発生を見積もって計上しなければならない。」としていたものであり、④の要件は、単純な 4 要件の一つではありません。引当金に関する論点の整理、我が国の引当金に関する研究資料の記載ぶりは、金商法監査を受ける各電力会社や監査法人に誤解を与える可能性があり、監査リスクならぬ基準、実務指針の公表リスクが生じているのではないかと危惧されます。

そもそも、東証一部上場企業などが、最終的にいくらの費用損失が生ずるか、財貨用役に投下される資金の総額が未確定、あるいは、まったくの未計算な状況で、事業を開始され、継続されるべきではないという、根本的な考えがあるでしょう。しかし、どうしても事業を開始し、継続する必要があり、財務諸表を作成する必要があるのであれば、想定される事業計画のうちのBADシナリオ、過度ではない範囲で、もっとも保守的に算出した最悪の収支予測、リスクのMAXを引当計上することで、かろうじて、その算出される純利益がリスクから解放された金額であることが期待でき、かろうじて、投資のポジションを算定でき、財務諸表を作成でき、副次的に使用する分配可能額の算出ができるものと解されます。

概念フレームワークにおいては、純利益とは、概ね、特定期間の期末までに生じた純資産の変動額のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成果であって、報告主体の所有者に帰属する部分をいう、とされています（「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」（2006年12月 企業会計基準委員会）第3章3項）。核のゴミの最終処分費のように、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額が僅少ではなく、巨額である可能性が高い費用又は損失においては、過度ではない範囲で、そのリスクの最大限（MAX）を引当計上しておかなければ、リスクから解放されていない部分を含んだ純利益が計上されることとなります。それは、重要な虚偽の表示がある財務諸表の作成、つまり、粉飾決算であり、そのような純利益を副次的に利用して算出した分配可能額を原資としてなされた剰余金の配当は、違法配当と言わざるを得ません。

原子燃料サイクル・原子力バックエンド事業費に関しては、最終処分費に係る要拠出額の計算において、①再処理は、実務界で、ほぼ実行不可能であると考えられていること、②地層処分は、直ちには行えない旨の日本学術会議の提言が行われていること、③主権者たる国民とその子孫が安心安全に生活するための最終処分事業に係るランニングコストの計上が皆無であること、④将来の物価上昇予測が加味されていないこと、こういった計算要素を純利益の定義におけるリスクと捉え、全てのリスクの測定を行い、計上すべきものと考えられます。詰まるところ、この考え方は、財界、政府政権によりシュレッダーにかけられたが、なおも職業会計人の魂魄に刻まれている保守主義の原則の観点にはほかなりません。ただし、保守主義の原則は、真実性の原則と反する部分もあり、飯野先生の著書財務会計論では、「すなわち、保守主義の原則は、今日では、認められた会計処理方法が幾通りもある場合には、そのうちで最も健全な方法を適用することを、また、ある会計処理を行うに当って、幾通りもの判断を行うことができる場合には、そのうちで最も慎重な判断を行うことを望ましいものとして要請する原則でもある。ここに健全とは、利益はなるべき控えめに見積り、資産の内容を帳簿有高よりも充実させることによって、将来の企業危険に備えるということである。」（『財務会計論（三訂版）』（飯野利夫 平成5年 同文館）P.2-33）と論じています。

純資産の定義における「リスク」も、幾通りもの判断を行うことができる場合には、過度ではない

範囲で、そのうちで最も慎重な判断を行って認識測定をし、将来の企業危険に備えることが望ましいことは、演繹的アプローチにおいても、異論がないものと考えられますし、こと原子力発電事業において、認識されていなかった巨額な簿外負債が突然顕在化し、投資家や日本国民とその子孫に巨額な損害が生ずることを避けるべきであることも、異論がないものと考えられます。今まさに、その巨額な簿外負債が突然顕在化しようとしています。

(5) 引当金の測定について

原子力発電事業者においては、本来、事業を開始する前に、具体的に最終処分場の場所を取り決め、近隣住民と諸契約を締結して合意をなし、最終処分場の建設費用、安心安全に最終処分を完了するためのランニングコストも、見積額や実際の契約額を基礎として算出し、必要となる投下資金総額を算出し終えている必要があります。そういった算出がない中、事業が継続されているという、企業の異常行動の中、最楽観シナリオにすら達していない最終処分計画に基づいて、最終処分費の要拠出額が算出されています。最終処分費用の現在価値について、当社は、10兆円、100兆円単位では収まらないのではないかと危惧しています。原子力発電産業が、当初、国家事業として、試験的に開始された経緯は酌量すべきですが、近年では、太陽光発電に比して、原子力発電は、コストが安いと誇大な広報をし続け、太陽光発電のような非競争電力が、原子力発電のような競争電力になれるようにと、FIP制度が構築されています。こういった広報のもとで行われた国政選挙で原子力発電を推進する政党が政権を担った経緯があるわけですから、いまさら、国家国民に最終処分費の追加負担を求めることも、あってはならないのです。

近年、税制優遇や補助金の交付を受けるために、経営力向上計画、先端設備等導入計画、事業再構築計画といった将来収支の計画を策定し、民間の認定経営革新等支援機関がその確認手続きをする仕組みがあり、これらの制度は、最終処分費の要拠出額を算定した経済産業省の所管でもあります。また、企業評価、事業評価（株価算定等）においても、その評価の基礎となる将来の事業計画を策定し、職業会計人等が確認する場合があります。核のゴミの最終処分費用に関しても、経営者等がそういった最終処分計画に係る事業計画（損益収支計画）を策定し、研究者、職業会計人その他の日本国民皆で検証することで、測定の基礎とすることができる損益収支計画を確定させることができるもの思料します。これを、引当金を合理的に見積もるための基礎資料とすることができるでしょう。合理的に見積もれないから、引当金の計上は不要と、金商法監査を受ける各電力会社が主張したら、契約や見積額を根拠とした精緻な損益収支期計画を策定するよう指導し、その計画を基礎として、引当金を計上させるのが監査法人の職務です。

その事業計画においては、再処理の可否、地層処分の可否、安心安全に最終処分を行うランニングコストの試算、将来の物価変動等の加味等に関して、幾通りもの判断を行うことができるのですから、過度ではない範囲で、最も慎重な判断を行って認識測定をし、将来の企業危険に備えることが望ましいことは、言うまでもありません。

その後、再処理が大幅に進んだ、地層処分が安全に行えることが確認できた、見積もりや契約により、実際のランニングコストが確定した等の事実が生ずれば、引当金の取崩し、あるいは、拠出金の返還ができるものと考えられます。ただし、近年の政府政権の手口としては、経済産業省職員が嘘偽りの計算をする、あるいは、第三者委員会と称して、政府政権の指示通りの意見をする委員を任命指名して委員会を組織し、情報を捻じ曲げ、学問の自由を妨げ、指示通りの意見を提示させるといったことが行われているように認識しております。このような「おそれ」が現実のものとなり、地殻変動による大事故が生じたり、拠出額の不足が生じたりということを回避する必要がある、広く多くの専門家で検証し、その意見が政策に具体的に反映される必要があります。

現在の最終処分費に係る要拠出額は、安心安全に最終処分を完了するためのランニングコストの計上がなく、400年間弱で、最終処分が完了するような不正な計画となっています。私個人は、認定経営革新等支援機関として登録されているのですが、とても確認書を発行できるレベルの計画に基づいた要拠出額算定とは言えません。最終処分計画の再策定と最終処分費の要拠出額の再算出が必要です。

(6) 引当金に係る会計についての総括

否定をして頂いて構わないのですが、私は、近年の会計学という学問について、経済学者に憧れる丁稚共によるレベルの低い学問なのではないかという印象を受けています。

学生時代に、「会計学は、帳簿の学問であり、今後、どんなに発展し、装飾された言葉が用いられたとしても、収支計算の呪縛からは逃れられない」といった内容をどなたかの本で読みました。引当金の理論は、結局のところ、投資家その他の各利害関係人の利益を保護するために、当期以前の企業活動に起因して将来に生ずる費用額（財貨用益の費消額）、支出額を、誠心誠意をもって、認識して、測定しろよ、というこれだけの理論と考えられます。ずばり、いつ幾らを要するかを言い当てれば良く、それを誠心誠意見積もるべきというだけの論点です。本件のような企業の異常行動により、その金額がまったく不明であれば、複数のシナリオに基づいた将来の損益収支計画を策定し、慎重な判断を行って認識測定をし、将来の企業危険に備えることが望ましい、ということとなります。

このようなシンプルな論点を言葉で装飾し、複雑化させ、かつ、政府政権及び財界の機嫌を伺うためだけを目的として、次のような事象が生じていないでしょうか。

- ① 非常にシンプルな内容であり、基準や適用指針の作成は問題なくできるはずなのに、未だに作成されていないこと。
- ② 引当金に関する論点の整理、我が国の引当金に関する研究資料では、企業会計原則の注解18という、わずか一部のみを引用し、「その金額を合理的に見積ることができること」という要件の存在を強調し、かつ、「(1)から(3)の要件を満たすものの金額を合理的に見積ることができない場合には、偶発債務に準じて注記の対象になると考えられる。」と注釈を付していること。
- ③ 引当金に関する論点の整理、我が国の引当金に関する研究資料では、各種引当金を例示列挙し、その解説をしているが、最終処分費用に関する引当金の解説はないこと。

我が国の引当金に関する研究資料 P.44 には、「IAS37 は、当該債務の金額について信頼性のある見積りができることを要件としながら、信頼性のある見積りができないことは極めてまれであるとしている (IAS37.25)。」と記載されています。この内容を考察すると、IAS37 や同研究資料は、最終処分費用などは、「見積もりができない極めてまれなもの」ではなく、「その金額を合理的に見積ることができる」費用であり、精緻な見積りをして、必ず純利益に反映すべきことを要請しているのでしょうか。しかし、同研究資料の他の記載からは、そのようなニュアンスは読み取れません。

これらを受けて、会計監査実務があるのですが、例えば、九州電力株式会社の直近令和3年3月期の有価証券報告書の【事業等のリスク】には、

「また、超長期の事業である原子力施設の廃止措置や使用済燃料の貯蔵・再処理・処分などの原子力バックエンド事業等の費用は、今後の制度見直しや将来費用の見積額の変更、使用済燃料の貯蔵の状況などによって変動することから、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

現時点において、当社グループは、国の制度措置等に基づき、必要な費用を引当て・拠出していることから、これらのリスクは一定程度低減されている。」と記載されています。

この記載からは、適正な費用の引当て・拠出が必要である旨を認識していることが確認できます。

費用損失が巨額であっても、合理的な見積りができなければ、引当金計上は不要と考える公認会計士は、1人もいないのかもしれませんが。ただ、測定理論が空白であるなか、国の制度措置等に基づく必要拠出額の拠出を済ませていることで、リスクは一定程度低減されていると結んでいます。低減の度合いは小さく、事業等のリスクは、まったく担保されていないものと考えられます。

前述の飯野先生の著書財務会計論においては、保守主義の原則について、「この原則は、通常、保守主義の原則、安全性の原則または慎重性の原則などとよばれる。そして、これは、イギリスの企業会計では、古くから伝統として重んぜられ、「予想の利益は計上してはならない。予想の損失は計上しなければならぬ。」という格言によって表現されている。」という書き出しで論じていきます。

既述のとおり、概念フレームワークにおいては、純利益とは、概ね、特定期間の期末までに生じた純資産の変動額のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成果であって、報告主体の所有者に帰属する部分をいう、とされているのですが、純利益の定義における「リスク」とは何か、「リスク」に対して財務会計がどう対応をすべきかは、この保守主義の原則の解説に集約されているのではないのでしょうか。言葉を飾ったところで、先人の教え、生涯研究を上回ることは、容易ではないのです。

産業経理協会の事務室には、太田哲三先生の直筆の色紙が飾られており、「我等は会計奉公の精神を堅持し企業財政の健全化による邦国経済の永遠なる繁栄に寄与するを本領とす 昭和44年1月」と書かれているそうです。過度と呼ばれるレベルの保守主義であれば別段ですが、企業財政の健全化のためには、政府政権、財界に付度しない、保守主義見地による、リスクの慎重な認識と測定が必要です。

電力業界になじみのある言葉で、これを例えれば、引当金の計上額（又は拠出額）は、堤防の高さであり、最終処分費用の実際の現在価値は、津波の高さです。将来の津波の高さに対し、十分な堤防の高さがなければ、将来、あるいは、今年度中の企業危険に耐えられません。当社団は、最終処分費用の実際の現在価値は、10兆円、100兆円、あるいは、それ以上の単位と試算しています。これらは、今後、最終処分に係る損益収支計画が作成されていけば、明らかとなっていきますが、現在もなお、誠心誠意、見積もる必要があります。ところが、引当額（本件では拠出額）は、日本全体で4兆円しかなく、堤防の高さは明らかに足りていません。堤防は、ないに等しいです。もうすぐ到来する要数理計算という津波に、堤防は耐えられず、上場の維持が困難となり、ただちに、電力供給、FIT制度の買取義務、雇用等に係る権利義務を保持しつつ、再生手続き等に移行すべきこととなる可能性もゼロではありません。日本国そのものが耐えられない可能性もあります。当社団や誰かから、各電力会社の経営者に対する粉飾詐欺についての刑事告発が、直ちにされることなども、想定しておいてください。

このように、解放されていない巨額なリスクを無視して純利益が計算され、財務諸表が作成されています。その作成された財務諸表は、重要な虚偽の表示そのものであり、行っている配当は、違法配当であると言わざるを得ません。当社団は、その旨をSNS、ユーチューブ、マンガ等で、広く主権者たる国民、世論に訴えていき、原子力発電の発電コストが@11円台後半以上などとする新聞記事（2021/7/13 日本経済新聞）は、監査法人が関与した粉飾決算による出鱈目な数字である疑義がある旨を広報していく予定です。

山一証券2600億円、カネボウ1900億円、エンロン5兆円、過去の粉飾額はこのくらいでしたでしょうか。今回の簿外負債は、今後の計算結果を待つ必要がありますが、これらの粉飾額より、ゼロの

数が大幅に多い可能性があります。

保守主義の原則は、安全性の原則ともよばれます。安全性は、企業とその利害関係者の安全性ということでしょうが、監査法人、会計監査業界の永続のための安全性でもあり、そして、何より国家国民とその国民の子孫が核のゴミの最終処分を行いながらの生活をしていくための安全性でもあろうと考えられます。

飯野先生に、証取法会計は投資家保護を目的としており、商法会計は、株主・債権者保護を目的としていますと、受験学校で習ったことをお話ししたら、企業を取り巻く利害関係者は、もっと広く存在しており、特定の者のみを保護しているなど、まったくの誤りだといわれました。核のゴミの最終処分費用に関わる利害関係者は、投資家のみではなく、明らかに、電力供給を必要とし、核のゴミと10万年間付き合わなければならない国民全員とその子孫をも、その範囲としています。

会計学は、レベルが低い学問であるかは別段として、商業実務において、必要不可欠な学問であり、実践を重んじた学問です。故に、偉大な先人は、語学に秀でていながらも、その著書や企業会計原則では、難解な表現は一切、用いなかったのです。そのうえで、その一言一句は、今も色褪せない、尊い金言であるのです。

前述の諸井先生の論文のあとがきには、

「他方、時代を超えて変わらない真実性もあるのではないか。それは、会計人が嘘、いつわりの心を捨て、誠心誠意をもって会計業務に当たるということに外ならない。会計という社会的技術を扱う人の心構えを律する、一種の倫理規範として、真実性の原則をみようというのである。上野教授が、さきに紹介した公開講演で強調した真実性の原則とは、まさにこの倫理規範としての真実性の原則ではなかったか、と思われる。」という箇所があります。

真実性の原則は、「企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。」とする、企業会計の最高規範です。企業会計が、真実な報告を提供するものであり続けるためには、報告主体である企業が、嘘、いつわりの心を捨て、誠心誠意をもって、財務諸表等を作成し、独立監査人も、同じく誠心誠意をもって、財務諸表等の監査実務に携わる必要があります。そればかりでなく、財務会計の基準指針も、誠心誠意作成され、会計学に関する教育も飾らない言葉で、誠心誠意、行われる必要があります。政府政権も、誠心誠意、これらの制度を支える必要があります。今、真実性の原則もシュレッダーに掛けられ、真実な報告の提供が、妨げられてはいないでしょうか。会計学は、商業実務に寄り添う学問であり、大切なのは、真実な報告の提供に努めようとする姿勢と真心であろう思うのです。

貴法人らには、本件最終処分費用に係るリスクを精緻に慎重に、認識測定をして頂き、これを反映した財務諸表等の作成を各電力会社へご指導を頂き、国民全員とその子孫の安心安全な生活、そして、皆の満面の笑顔を保ち、守って頂きたく、ご嘆願を申し上げます。

以上